

名簿への登録内容

ご本人様用控え 記入欄

提出前に、登録票の記載内容を、控えとして下記に書き写してください。

記載日: 年 月 日	
私は、安否確認や避難支援を受けるために、避難行動要支援者名簿への登録を申請します。 平常時の防災活動に活用するため、登録した個人情報(住所、氏名、生年月日、性別、連絡先、身体状況)を 情報提供先(民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防署、警察署等)に提供することに	
外部提供に ☐ 同意します	外部提供に ☐ 同意しません
必ずどちらかに☑をつけてください	
※情報提供先には、秘密厳守、目的外利用及び第三者への提供の禁止を義務付け、適正に管理します。	
ふりがな (氏名)	性別 男・女
住所 〒 御前崎市	生年月日 明・大・昭・平・令 西暦 年 月 日
※電話番号は安否確認に必要な情報です。忘れずに記入してください。	
ご本人様の 連絡先	自宅: () 携帯: () FAX: ()
緊急 連絡先	ふりがな 氏名 本人との ご関係 電話 自宅: () 携帯: ()

あてはまるものに☑および下線部にご記入ください

支援が 必要な 理由	☐ 身体障害者手帳(級) ☐ (視覚) ☐ 聴覚 ☐ 下肢・体幹 ☐ 上肢 ☐ 内部障害 ☐ その他() ☐ 要介護認定者(要介護 要支援) ☐ 療育手帳(度) ☐ 精神障害者保健福祉手帳(級) ☐ 認知症 ☐ 難病指定(病名:) ☐ その他()		
身体状況	☐ つえを使用 ☐ 車いすを使用 ☐ 寝たきり	☐ 聞こえにくい ☐ 聞こえない	☐ 見えにくい ☐ 見えない
暮らしの 状況	☐ 同居している親族がいない ☐ 身近に避難支援してくれる人がいない ☐ 昼間の時間、一人きりになる ☐ 一人で外出することができない ☐ 定期的に福祉サービスを利用している(事業所名:)		
特記事項 (他に伝えたいことがあ れば、ご記入ください)	☐ (住民票の住所にお住まいで ない場合は、必ず特記事項 に居所をご記入ください。)		

①住所、②氏名、③生年月日、④性別、の他、登録票の記載内容を名簿に登録します。

※名簿に登録する特記事項には、民生委員・児童委員や自主防災組織などの地域の支援者が、
日ごろの訪問活動等により把握した、災害時に必要な支援内容等の情報も記載させていただきます。

Q & A

よくある質問と回答

Q1 外部提供に同意すると どうなるのですか?	A1 平常時から、お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員や自主防災 組織などの関係機関に名簿を提供します。関係機関では、提供された情報 に基づき、あらかじめ地域の避難行動要支援者の把握、個々の状況の確認、 避難訓練等、災害に備えたそれぞれの活動に活用します。
Q2 書いた内容に変更が あった時はどうすれば いいですか?	A2 もう一度、登録票を提出してください。登録票は、御前崎市役所福祉課に 用意してあります。

大地震などの災害時、ご自身で避難することが困難な方へ

「避難行動要支援者名簿」

制度のご案内



「避難行動要支援者名簿」とは

「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起
こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)
をあらかじめ登録しておく名簿です。

災害時には、登録内容(名簿情報)を活用し、地域全体で避難行動要支援者の安否
確認、避難支援を行います。

避難行動要支援者名簿の対象の方

自宅にお住まいの方(※)で「災害時に自力で避難することが困難」な以下の方が対象です。

- ① 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳(1級～2級)をお持ちの方
- ③ 療育手帳(A判定)をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳(1級～2級)をお持ちの方
- ⑤ 特定疾患受給者証をお持ちの方(難病患者)
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ⑦ その他民生委員が支援の必要があると判断した方や、
具体的事由により自力での避難が困難な方



※施設入所者、自力で避難できる方、同居の親族がいて
第三者の支援が必要ない方は対象外です。

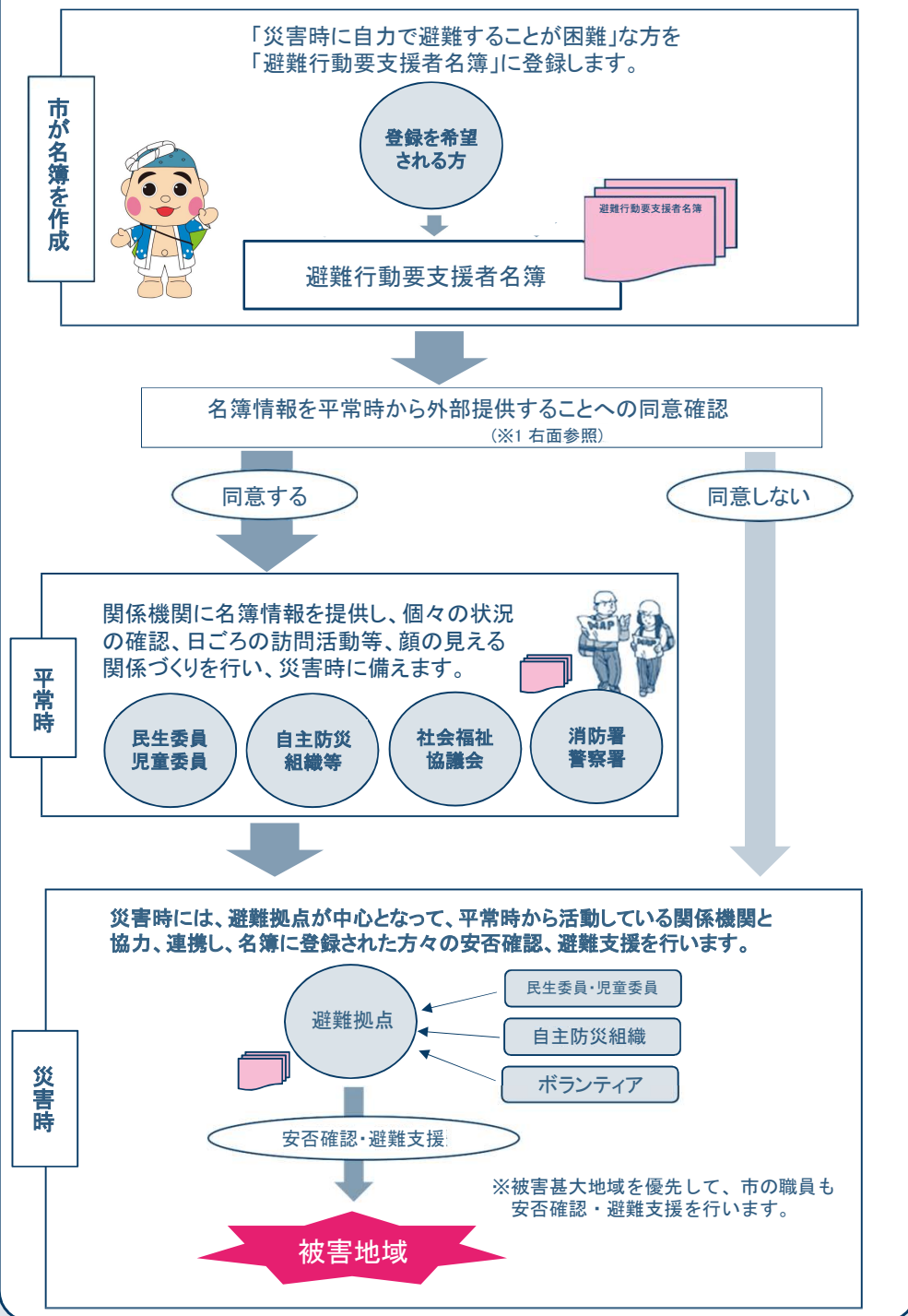
問い合わせ先



御前崎市役所健康福祉部福祉課

〒437-1692 御前崎市池新田5585番地 電話 0537-85-1121

名簿活用イメージ



名簿の外部提供(※1)

外部提供に同意された方の情報は、平常時から、お住まいの地域を担当する以下の関係機関に提供します。災害時に自力で避難することが難しい方は、災害時に地域で孤立してしまう恐れがあるため、関係機関では、提供された情報に基づき、あらかじめ地域の避難行動要支援者の把握、個々の状況の確認、避難訓練等、災害に備えたそれぞれの活動に活用します。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 自主防災組織
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 消防署
- (5) 警察署



※名簿への登録後、ご自宅を関係機関が訪問することがあります。
※市は、避難行動要支援者名簿情報を共有するにあたり、秘密の厳守、目的外利用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います。

■災害に対する備えについて■

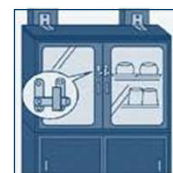
● 日ごろから交流を

災害時には、地域の民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者が力を合わせ、「避難行動要支援者名簿」を活用して安否確認、避難支援にあたります。しかし、地域の支援者自身も被害に遭う可能性があり、十分に活動できない場合もあります。各家庭で災害に対して備えておくとともに、日ごろから地域の方々との交流をはかり、必要な支援について理解してもらうことが重要です。

● 家の中の安全対策



タンスなどの家具は、鎖やL型金具、ボール式器具(つっぱり棒)で転倒防止対策をしておきましょう。



観音開きの扉には、止め金具を取り付け、食器類や本の落下を防ぎましょう。ガラスには、飛散防止フィルムを貼ります。

● 家庭に応じた備えを



水や食料は、可能な限り1週間分備蓄しましょう。停電や断水時に備えて、ラジオや簡易トイレなども用意しておきましょう。



慢性疾患のある方は、日ごろ飲んでる薬やお薬手帳を用意しておきましょう。また、補聴器などで使用する予備の電池も必要です。

問い合わせ先

○災害に対する備えについて

御前崎市役所危機管理部危機管理課 電話 0537-85-1119

※本紙と併せて、市で作成した「防災ガイドブック」もご覧ください。

